府　令

○内閣府令第四号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）及び金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第三十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年二月十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（新株予約権証券に準ずる有価証券等）

第十四条の二　法第二条第六項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一　新株予約権付社債券

二　外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの

2　法第二条第六項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものとする。

第十六条第一項第十号中「すべてに」を「全てに」に改め、同号イ(1)中「名称」の下に「（当該金融商品取引業者等が適格投資家向け投資運用業（法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。）を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者であるときは、その旨を含む。）」を加え、同号ハ中「すべて」を「全て」に改める。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の二を削り、同条第十四号の三の次に次の一号を加える。

十四の四　外国会社届出書　法第五条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社届出書をいう。

第一条第十八号中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同条第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四　外国会社臨時報告書　法第二十四条の五第十五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する外国会社臨時報告書をいう。

第二条の六第三項中「訳文」を「日本語又は英語による翻訳文」に改める。

第四条第三項中「訳文」を「日本語による翻訳文」に改め、同条第四項第二号イ及びロ中「第十一条の二第二号」を「第十一条の四第二号」に改め、同項に次の一号を加える。

五　法第二条第六項第三号に規定する契約に基づき取得した新株予約権証券又は当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することにより取得した有価証券に係る有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等（同号に規定する契約を行う引受人に該当するものに限る。）

第七条第一項中「の規定により有価証券届出書」を「又は第六項の規定により有価証券届出書又は外国会社届出書」に改め、同条第三項第一号中「（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）」を削り、同項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　法第二十四条の五第十五項の規定による外国会社臨時報告書

第九条の見出し中「有価証券届出書」を「有価証券届出書等」に改め、同条中「及び法第十三条第二項ただし書（）」を「並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を」に改める。

第九条の三第二項を次のように改める。

2　法第五条第三項に規定する有価証券報告書のうち内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める有価証券報告書とする。

一　内国会社　第三号様式又は第四号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書

二　外国会社（法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出した外国会社以外のものに限る。）　第八号様式又は第九号様式により作成し、関東財務局長に提出した有価証券報告書

三　外国会社（前号に掲げる外国会社以外のものに限る。）　法第二十四条第八項の規定により関東財務局長に提出した外国会社報告書

第九条の三第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第九条の四第五項第三号中「外国金融商品市場」の下に「（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）」を加える。

第九条の五の次に次の二条を加える。

（外国会社届出書の提出要件）

第九条の六　法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国会社（同項に規定する届出書提出外国会社をいう。以下同じ。）が同条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出書に代えて外国会社届出書を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

2　法第五条第六項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　外国金融商品市場を開設する者

二　外国金融商品市場に準ずるものとして外国に開設された店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。第十四条の十四の二第一項第二号において同じ。）の性質を有する市場を開設する者

（外国会社届出書の提出等）

第九条の七　法第五条第六項の規定により外国会社届出書を提出しようとする届出書提出外国会社は、同項第一号に掲げる書類（第七号の五様式により作成したものに限る。）、同項第二号に掲げる書類及びその補足書類（同条第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する補足書類をいう。第十一条の三第二項第一号及び第十二条第一項第二号において同じ。）三通を関東財務局長に提出しなければならない。

2　法第五条第七項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　第七号様式　次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

イ　「第二部　企業情報」の「第２　企業の概況」の「１　主要な経営指標等の推移」及び「３事業の内容」

ロ　「第二部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「４　事業等のリスク」

ハ　「第二部　企業情報」のうち、イ及びロに掲げる項目以外の項目であつて、届出書提出外国会社が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目

二　第七号の四様式　次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

イ　「第三部　発行者情報」の「第２　企業の概況」の「１　主要な経営指標等の推移」及び「３　事業の内容」

ロ　「第三部　発行者情報」の「第３　事業の状況」の「４　事業等のリスク」

ハ　「第三部　発行者情報」のうち、イ及びロに掲げる項目以外の項目であつて、届出書提出外国会社が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目